

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画主体	静岡県伊豆の国市

伊豆の国市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名: 伊豆の国市 観光産業部 農業振興課
所在地: 〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1
電話番号: 055-948-1481 直通
FAX番号: 055-948-1469 代表
E-mail: nousin@city.izunokuni.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カラス、カワウ、
計画期間	平成 20 年 4 月 1 日 ～ 平成 23 年 3 月 31 日
対象地域	伊豆の国市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 19 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	金額（千円）	面積等（a）
イノシシ	稲	1, 000	150
	芋類	30	200
	果樹	50	550
	野菜	80	90
	小計	1, 160	990
ニホンジカ	稲	5	11
	芋類	30	10
	果樹	100	20
	野菜	30	15
	小計	165	56
ハクビシン	芋類	3, 195	113
	豆類	20	50
	野菜	1, 200	1, 600
	小計	4, 415	1, 763
カラス	稲	7	20
	芋類	6	1
	野菜	890	326
	花木	20	20
	小計	923	367
カワウ	魚（鮎）	94, 500	—

※「平成 19 年度野生鳥獣による農産物の被害状況報告」より

※カワウについては狩野川流域全体の被害額（平成 16 年 3 月）

(2) 被害の傾向

① イノシシ

6月ジャガイモ、7月スイカ・トウモロコシ、8月から10月にかけて稲、芋類、果樹と、年間を通じて市内全域の中山間部で被害が深刻化している。また自家消費がほとんどで、被害数値には出てきていないが、3月から5月にかけてタケノコへの被害も発生している。被害は農作物だけでなく、山の傾斜を利用した果樹園では、土手を崩してしまうため土砂災害への危険も心配される。また中山間部に位置する住宅地では、裏庭まで出没し人的被害への不安も懸念される。

イノシシの生息状況の調査は実施されていないが、足跡及び掘り起こし等の痕跡から、他地域と比べて生息密度は高く市内全域の山間部に生息していると推測される。

② ニホンジカ

ニホンジカによる特徴的な被害として、柑橘類等の剥皮被害、クヌギ・コナラ等の萌芽食害、芋類や稲、野菜への被害も拡大している。

生息状況については、静岡県が策定した特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ（伊豆地域個体群））（第2期）による伊豆地域の生息密度調査の結果、増加傾向にあると考えられ、平成 12 年～14 年に実施された南アルプスでの調査結果と比較してかなり高い。なお、山間部だけではな

く、狩野川河川敷でも頻繁に目撃されるようになったことから増加していると考えられる。

③ ハクビシン

ハクビシンの行動範囲は広く、7月から8月スイカ・トウモロコシ、8月から10月にかけて芋類、その他椎茸や落花生、ハウス栽培の苺、ブドウなど、被害は市内全域において発生している。また、住宅に侵入し天井裏に住み着くなど、環境に与える被害も多い。

④ カラス

7月から8月のスイカ・トウモロコシへの被害が深刻である。また農作物以外で牛やダチョウを襲う被害も年間を通じ発生している。なお、被害は中山間部を中心に市内全体に及んでいる。

⑤ カワウ

カワウによる被害は、鮎の食害が顕著である。狩野川は鮎の生息する川として毎年解禁ともなれば鮎釣りを楽しむ人で賑わうが、ここ数年カワウによる被害が深刻化している。

主に旧伊豆長岡町スポーツワールド跡地の一角をコロニーとしており、相当数が生息している。カワウは、川魚だけでなく海魚も餌とするため、スポーツワールド跡地は格好の生息地である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成 19 年度)		目標値 (平成 22 年度)	
	千円	羽	千円	羽
イノシシ	1,160	990a	928	792
ニホンジカ	165	56a	132	45a
ハクビシン	4,415	1,763a	3,532	1,410a
カラス	923	367a	738	293a
カワウ	※94,500 千円		75,600 千円	

※注) 狩野川流域全体額

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																								
捕獲等に関する取組	地元の田方猟友会葦山、大仁及び長岡分会への委託による有害鳥獣捕獲事業の実施 捕獲数 (頭、羽)	地元猟友会の高齢化、後継者不足																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イノシシ</td> <td>74</td> <td>99</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>ニホンジカ</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>157</td> <td>38</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>カワウ</td> <td>0</td> <td>150</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>		年度	H17	H18	H19	イノシシ	74	99	51	ニホンジカ	17	21	10	ハクビシン	0	0	0	カラス	157	38	30	カワウ	0	150	50
	年度		H17	H18	H19																					
	イノシシ		74	99	51																					
	ニホンジカ		17	21	10																					
	ハクビシン		0	0	0																					
カラス	157	38	30																							
カワウ	0	150	50																							
防護柵の設置等に関する取組	19 年度から開始した、農林業者への被害防止対策補助金助成 (1/2 助成)	各農家の個別対策にとどまってしまうため、今後は集落単位での設置について検討が必要																								
	H19 60 万円 (補助額)																									
	H20 100 万円 (補助額)																									

(5) 今後の取組方針

被害防止対策は個体数調整・生息環境管理・被害の防除を合わせて行うことにより、一層の対策効果がはかれる。

個体数調整については、猟銃による捕獲に加え、猟銃が使えない住宅付近で継続的に被害が発生している箇所には箱ワナを設置し、捕獲率を高める。

生息環境管理については、長期的な取組として里地里山の整備、緩衝帯の設置や森林の整備保全

を図ることを推進する。

被害防除については、対策の主役は農家であることを踏まえ、防護柵の設置や適切な管理を行うほか、広報や回覧を通じ被害対策のアドバイスを行う他、集落単位で被害対策のための講習会を開催し、獣害に強い集落環境の改善（未収穫果実や収穫残渣の除去、放任果樹園や耕作放棄地の解消、追払い運動等）を進めるよう支援する。

また、個別単位の防護柵の設置にあわせ、団地化が可能な地区や地域においては、集団化や集落全体での対策を推進する体制整備を支援する。

3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、市内の田方猟友会韮山分会、大仁分会及び長岡分会の旧町ごとの3猟友会に有害鳥獣の捕獲事業を委託している。今後の捕獲は猟友会だけではなく、被害農家が直接わな等で捕獲するような仕組みや体制を整える。

なお、漁協が実施するカワウの有害捕獲に対して、20年度より猟友会に一部補助を実施している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20年度	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン	<ul style="list-style-type: none">・農業者等を中心に狩猟免許試験予備講習会を開催し、特にわなの資格者数の確保に取り組む。・農業者等が狩猟免許の試験を受ける際、経費一部を補助する。
21年度	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none">・農業者等を中心に狩猟免許試験予備講習会を開催し、特にわなの資格者数の確保に取り組む。・農業者等が狩猟免許の試験を受ける際、経費一部を補助する。・カラス対策としての大量捕獲器試験施行
22年度	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none">・農業者等を中心に狩猟免許試験予備講習会を開催し、特にわなの資格者数の確保に取り組む。・農業者等が狩猟免許の試験を受ける際、経費一部を補助する。・カラス対策としての大量捕獲器の試験施行

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

有害鳥獣捕獲による過去3年間の平均捕獲数はイノシシ約70頭・シカ約20頭・カラス約80羽・カワウ約70羽である。猟友会員の減少や高齢化が進み、捕獲率も年々低下することが懸念されており、市内3猟友会の協力による一斉捕獲を行う等、効率のよい捕獲作業を行う。また、箱わなの定期的な購入設置により、捕獲頭数を安定させる必要がある。

イノシシについては、農作物等への被害が年々深刻化していることから100頭の捕獲を目標とする。

ニホンジカについては、特定鳥獣保護管理計画において、伊豆の国市を含む伊豆北ユニットの捕獲計画が年間62頭であるので、50頭の捕獲を目標とする。なお、ニホンジカの被害及び個体数が増加傾向にあることを勘案し、被害状況等の確認を行いながら、捕獲数の増加を考える。

ハクビシンについては、積極的な捕獲は行っていない。小動物であることから、罠による捕獲を中心に実施し、段階的に目標頭数を増加させることとする。当初は20頭の捕獲を目標とする。

カラスについては、ここ2年間の捕獲数は減少傾向にあるが、50羽の捕獲を目標とする。

カワウについては、平成17年長岡のスポーツワールド跡地にコロニーが確認された。当時400羽前後が生息していた。しかし、平成19年の調査では80羽前後となり、新たに韮山の四日町で450羽前後が確認された。カワウの産卵による羽化は1羽の親鳥から4羽と推測されており、生息数は増加していると推測されているため年間捕獲目標を100羽とした。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
イノシシ	100 頭	100 頭	100 頭
ニホンジカ	50 頭	50 頭	50 頭
ハクビシン	20 頭	30 頭	40 頭
カラス	50 羽	50 羽	50 羽
カワウ	100 羽	100 羽	100 羽

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲手段は銃器・わな。捕獲時期は狩猟を含み通年。捕獲箇所は市内一円。 ・ 鳥獣保護区（4箇所）・特定猟具使用禁止区域（3箇所）においても捕獲を実施する。 <p>なお、有害捕獲実施にあたっては広報・周知の一層の徹底を図ることに努める。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
伊豆の国市	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン及びカラスは許可権限をすでに市に委譲されており、他の鳥獣については現在委譲の希望はない。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン	電気柵 2,000m ネット 500m	電気柵 3,000m ネット 500m	電気柵 3,000m ネット 500m

※鳥獣被害防止対策事業（市単独）

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 20 年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	被害防止の知識普及や広報活動の一環として集落診断を実施する。この診断結果に基づき、エサとなる農作物の放置除去、潜み場や餌場となる藪の刈り払等里山整備や集落一体での追払い活動を地元独自に実施していけるような体制の整備を行う。
平成 21 年度		
平成 22 年度		
平成 20 年度	カラス	未実施
平成 21 年度		
平成 22 年度		
平成 20 年度	カワウ	静岡県カワウ保護管理検討会等でのカワウ・コロニーの生息調査の実施や、捕獲以外の被害防止策についての研究調査を活用し、漁協等で実施している飛来防止対策や魚類保護及びコロニー等の形成されない環境づくりについて、学習会や広報活動を中心に地域一体として取り組むように努める。
平成 21 年度		
平成 22 年度		

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
伊豆の国市役所農業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
田方猟友会(韭山・大仁・長岡分会)	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を行う。
伊豆の国農業協同組合	対象地域を巡回し、営農(技術)指導・情報提供を行う。
まごころ市場	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
JA 伊豆の国西瓜組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
伊豆の国市代表部農会長	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
狩野川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
静岡県鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県東部農林事務所	アドバイザーとして、有害鳥獣被害防止技術の情報提供を行う。
静岡県農林技術研究所	アドバイザーとして、有害鳥獣被害防止技術の情報提供を行う。
静岡県カワウ保護管理検討会	アドバイザーとして、有害鳥獣被害防止技術の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の平成 21 年度以降の設置について、検討中。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策に関し、隣接する他地域・他市町の被害対策連絡会等と連携し、共同で講演会、情報交換会、勉強会等を開催し伊豆地域全体での鳥獣被害対策に努める。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在は埋設しているが、静岡県及び隣接する伊豆市とともに、ニホンジカ・イノシシ等の野生獣食肉活用に関する検討を行い、視察や講演会・試食会を通じて食肉としての利活用を研究する。
加工処理施設の設置及び従事者の育成を検討する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業者を対象にした鳥獣被害防止の講演会の開催や専門家を招いた現地指導等の充実を図り、鳥獣被害対策の啓発を行う。
イベント等を利用して、防止対策の専門事業者による対策用具の展示や、使用方法や効果のアドバイスなどを積極的に行い、農業者の防護対策意識を高める。